



発行
東京都

目次

規則（教）

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………

規則（教）

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同 六郷工科高等学校

全日制

定時制

プロダクト工学科、
オートモビル工学科、
システム工学科、デ
ザイン工学科、デュ
アルシステム科
普通科、生産工学科

を

同 六郷工科高等学校

全日制
定時制

ものづくり工学科
普通科、生産工学科

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都立六郷工科高等学校の全日制課程のプロダクト工学科、オートモビル工学科、システム工学科、デザイン工学科及びデュアルシステム科は、この規則による改正後の東京都立学校設置条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
	〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051